

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

○八番（山崎繁三郎君） この際、動議を提出いたします。

たゞ今議題となつております議案第七十六号については、建設委員会に付託されることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） お諮りいたします。

たゞ今山崎繁三郎君から、本案は建設委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よつて議案第七十六号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第六 議案第七十七号 福生市表彰制度審議会条例と議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長 浅見裕康君 登壇）

○総務部長（浅見裕康君） 御指名をいただきましたので、議案第七十七号 福生市表彰制度審議会条例につきまして、提案理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、御案内のとおり、本市における表彰につきましては、福生市表彰条例に基づいて実施をしておりますが、本条例は昭和三十三年に制定したものでございまして、すでに二十四年を経過してあるわけでございます。その間、部分的な改正をいたしてはおりますが、時代の変遷、あるいは将来的な展望を考慮いたしまして、この際、表彰制度について見直しをしてみる必要があるのではないかと考えまして、そのために審議会を設置して御検討をしていただくというところから、このうちではなかというより、本条例を改正したすべく御提案を申し上げた次第でございます。次に、内容の主たる条文につきまして御説明申し上げます。

本条例は、通常の審議会に關します規定をいたしました条例と、そのスタイルが全く同じでございますが、三条におきまして審議会の委員構成を規定してございまして、委員は七人以内をもつて組織するということ。二項におきまして、その七人の内容でございますが、市議会議員三人以内、学識経験者三人以内、市の職員一人といふように規定をしようとするものでございます。

なお、市の職員につきましては助役を予定しております。なお、市議会議員三名の御人選につきましては、ひとつよく御配慮のほどをお願い申し上げる次第でございます。

それから任期は、この当該諮問に係る審議、これが終了したときまでとするというように規定をさせていただいております。

それから、六条の關係でございますが、いわゆる定足数の規定をいたしまして、審議会は委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができないというように規定をさせていただいております。

それから附則でございますが、一項は施行の期日、二項におきまして最初の審議会、これにつきましては六条の一項で、会長が云々というような規定がございすけれども、まず招集、それは市長がまず招集すると。最初の審議会は市長が招集すると。なおかつ、会長が互選されるまでは会議の議長になるというように、附則で規定をさせていただいております。

なお、予定で申しわけない次第でございますけれども、本審議会が設置されました。現在の表彰条例の見直しをさせていただいて必要事項の改正があったというふうに相ないますれば、できましたら三月の定例会時点で、この表彰条例の改正案の提出をお願い申し上げます。先走って申しわけございませんけれども、そう、予定になっておりますので、先ほど申し上げました議会側からの御人選につきましては、よろしくお願いを申し上げる次第でございます。

非常に雑駁な説明でございましたけれども、慎重御審議を賜う

まして、原案とあり御確定くださるよりお願い申し上げまして説明にかえたいと思っております。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

○二十番（貫井喜代次君） 一つだけ、この委任の八条の関係ですけれども、これは前段の三条、四条ときて、審議が終わった場合は委員は解散ということでありますが、この委員会の運営について必要な事項は市長が別に定める、これはどんなことを想定しているのか、別に定める事項として、これだけ一つ。

○総務部長（浅見裕康君） お答え申し上げます。

これは特に具体的に現在時点で、その他のいわゆる審議会の運営について必要な事項というのは、現在時点ではほかに申し上げまして想定はしておりません。ただ条例制定の時点で、今後の審議会へ運営上必要がある場合、こういった、いわゆる委任規定を設けておきたいと、この条例そのものの、いわゆる運用と云いますか、そういう

ことに支障を来す嫌いも全くないわけではございませんので、通例として、こういった委任事項も最後には規定をさせていただくというようになります。よろしくどうぞお願いいたします。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

○八番（山崎繁三郎君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第七十七号については、総務委員会に付託されることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） お諮りいたします。

ただいま山崎繁三郎君から、本案は総務委員会に付託された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって議案第

七十七号は総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第七 議案第九十号 福生市議会の議員の昭和五十七年十二月期期末手当の支給割合を定める条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（助役 古谷徳男君 登壇）

○助役（古谷徳男君） 議案第九十号について御説明を申し上げます。本条例は、福生市議会の議員の昭和五十七年十二月期期末手当の支給割合を定めようとするものでございます。

この割合については、その時期の社会・経済情勢、及び他の地方公共団体の議会の議員の支給額、その他の事情を考慮して別に条例で定める割合、こういふことが福生市の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定にございます。

これを配慮の上で、今期の支給割合を百分の二百三十五としたし

たいと、かようにお願い申し上げるものでございます。

どうか原案とおり御決定いただきますようお願い申し上げます。説明にかえさせていただきます。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第九十号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって議案第九十号は、原案のとおり可決いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第八 議案第九十一号 福生市の一

般職員の昭和五十七年十二月期期末手当の支給割合を定める
条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(助役 古谷徳男君 登壇)

○助役(古谷徳男君) 議案第九十一号について御説明申し上げます。
本案は、福生市の一般職員、昭和五十七年十二月期期末手当
の支給割合を定めようとするものでございまして、ただいま御決定い
ただきました議員に支給いたします割合と同じ趣旨のもとに御提
案を申し上げたいわけでございます。議員の支給割合と同じ百分の
二百三十五をもって支給したいと、かように存するわけでござい
ます。どうか原案とおり御決定いただきますようお願い申し上げます。
説明を終わります。

○議長(末次性男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第九十一号は、原案のとおり
可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第九十一
号は、原案のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第九 議案第七十八号 福生市財政
調整基金条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 生子国利君 登壇)

○企画財政部長(生子国利君) 御指名をいただきましたので、議案第
七十八号 福生市財政調整基金条例につきまして、提案理由並び
にその内容について御説明申し上げます。

昨今の国の経済情勢の推移、税収の動向等からしても、財政の不均衡状態に陥ることが憂慮され、自主財源に乏しい、当市におおては、税を初めとする国都支出金、基地交付金、交付税等の財源確保に不安定な要素がある。一方、歳出におおては、經常的経費の増高が見込まれ、今後の財政運営に当たり積極的な節減合理化に一層の努力をし、余剰財源を留保し積み立てすることが健全財政を維持する上から必要であります。

また、当市におきましては、自治法第二百四十一条に基づき、特定の目的のための財産を維持し資金を積み立てる基金として、都市施設整備基金を初めとする諸基金がありますが、本条例については、地方財政法第四条の三の規定に基づくもので、長期的視野における円滑なる財政運営方法の一環として制度化しよりとするものであります。年度間の調整財源としての貴用、その他財源の效率的運用を図ることを目的とした条例制定であります。

したがって、その処分に当たっては、財政全般にわたる財源に当

てることから、当面、税の減収、不確定要素の多い特別会計への繰り出し、その他緊急を必要とする事業等に当てる財源とするための基金として本条例の制定をお願い申し上げる次第でございます。それでは、条例の内容について御説明申し上げます。

まず第一条でございますが、これは基金の設置について定めております。各年度間の財源調整を図り、財政の效率的執行と健全な運営に資するため、設けることとを明らかにしております。次の第二条では、積み立ての額につきまして定めており、積立金額は一般会計の予算で定めることとしております。

第三条においては、基金の管理を定めたもので、現金は金融機関に預金する方法など、最も適正確実、さらに有利な方法で管理していくことを定めております。

第四条は、基金の運用により生ずる収益については、一般会計予算に計上し基金に編入せよと定めるものでございます。

次に第五条では、基金の繰替運用を定めておりまして、財政上

に必要が生じた場合には、この基金に属しております現金と歳計現金に繰りかえて運用できるといふように規定しております。この場合、実質的には確実な繰り戻しの方法、期間、利率等を定めて行うといふことになっております。

次のページでございますが、次の六条でございますが、基金の処分制限でありまして、特にこの基金については処分制限がございまして、まず第一号におきましては、経済事情の著しい変動等により財源が不足する場合におけるその不足額を埋める財源に当てようとするもので、経済不況による税の減収、財政需要の増加、または収入の減少により財源が不足する場合等に処分がでると定められております。

次の二号につきましては、災害救助、災害復旧、災害関連事業等の所要経費、または災害による減収を補てんするための財源に充てるときに処分することとされており、でございます。

次の三号につきましては、行政的事故等で緊急に実施を必要とする事業経費、その他市の財政運営上必要やむを得ない場合の

経費に充てるときに処分がでるわけでございます。

四号では、地方債の繰り上げ償還に充てるとき、処分がでると制限を定めたものでございます。

次の第七条は、委任でございますが、基金条例を施行する上で必要な事項は、これを市長が別に定める旨の委任規定で、内容としましては、この基金では管理上の金融機関の選定、あるいは運用に当たっての期間、及び利率等を定めるようなこと、この委任を行うことを予定しております。

最後に、条例の施行は公布の日から施行すると附則に定められております。

以上、大変雑駁な説明でございますが、提案理由、並びにその内容について終わらせていただきますが、なお参考までに、財政調整基金の制定市は、二十六市中二十四市が実施済みで、当市と府中市が未設定でございます。金額につきましては、最高の積み立てをしている所が武蔵村山市で十二億七千四百万、最低が昭島市の六千六百万

程度でございます。

なお、本条例に伴つて、後ほど上程いたしますが、補正予算において、今回の基金に五千万円を積み立てようというふうに考えております。以上、慎重審議を賜うしまして、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○三十二番（貫井喜代次君） 二、三つお尋ねいたします。

まず第一に結構な、もうすでに遅きに失したようなこの基金条例、前から私も、こういうふうな基金条例が必要ではなからうか、ということに触れて話には出して、おたんです。

この中で三条の管理について、有利な方法により、とか、最近、収入役が非常に勉強をされて、その福生の預金等に対して、もしもその面を研究されて、やっておるようです。したがって、ほかには、ない額になるわけですが、この利子か。それで、ここで言う有利

な方法とは、どういふふうなものを考えるのか。

基金を積み立

ておくのに。いわゆる外貨預金というものにするのか、あるいは現先取引というふうなものにするのか。あるいは、いままでどおりの定期預金でやるのか、通知預金にするのか、いろいろのあれがあると思いますが、有利な方法というんですから。一番有利な方法で、しかも、それがすぐ一月、二月後に支払いというふうなものは、ないとするならば、たとえば現先あたりなら、五百万ですか、五百万以上、一ヶ月から三ヶ月だったかと思うんですが、その点は収入役がよく承知しておりますけれども、そういうふうな方法をするのか。何をここで有利な方法として考えているのか、これが一つ。

それから、昨日の閣議員の一般質問の中で、明年度の予算関係について質問した回答の中で、財政危機に対処すべきことも考えられるので、基金条例の設置というものを今議会ですし、という回答がありましたか、私はこれを聞いて、啞然としたわけですが、この基金条例というものが、どういふものであるか、ということ。ということは、昨日、回答にもありました、国保会計を初め、いろいろの面で不足が生じたものの穴埋めに充て

る基金条例を制定する人というふうに受け取れたんですけれども、
これでは一般会計では御承知のように予備費は必置科目にな
っておりますが、予備費にかゝるような関係の内容で、これかですら
予備費はほんの、必置条例だから幾らか存置しておけばいいよ
うなものになりかねないのではなかつたか、こんなふうに私は感じていたわけ
です。その回答を。この基金条例に対して、特にこの六条の関係で、
一号は経済事情の著しい変動、これが私は主たるものだと考える
わけですが、あれども、あとの関係、特に三号、四号等の関係について、
これでは法の、いわゆるヤミ、説明もありましたけれども、二百四十一條の基
金、これは本文から二号、三号にわたるも、いずれも特定の目的のため
にと。この一号から四号までが、これが特定と言えろかどうか、疑議を
生ずるものです。こういうふうなことをい。

したがって、先ほど申し上げたように予備費流用みたいな、あるは
どこでも穴埋めをこれからする人というふうに取りかかちなんです。
法律がこうなつて、二十四市でやっていると、ほとんどの、こういうふうな

条例内容でやっていると、もしもせんけれども、どうも腑に落ちない点があ
るんです。特にこの三号あたりになると、何でもこの事業の経費に
充てると、いうことになる、事業がいろいろの面で——もちろん予算化する
だろうけれども——不足した場合に、この基金から出すと。あれも、これも
どれにでも出せるような基金条例ではなかつたか。それでは法に基
づく特定の目的のための基金条例とは言得ないんじゃないかと、こう
いうふうに私はこれを見てきたわけですが、それでは特定の目的と
は何かと。これほどのものが、これ、内容に入ると一号から四号まで、校
が入るとずぶん、これ特定のものはかりになつてしまうと、そう私は、これと
見たわけですが。

そういうふうな点についてどう考えておられるのか。これはもうそんな、これに
関連して支出負担行為等の関係もいろいろ出てくると思ふます。
また、それでは予備費はいろいろふうになるか、という関連が出てくると
思ふます。予備費とはいろいろものであるかという性格。こんなことが
いろいろ考えられますので、いさ少しこれを具体的に、いろいろふうに使

んだと。それではもろもろのものに当てはめる基金、特定の目的ということには、基金としての性格を失うんじゃないかと、こゝろふうに考えるのでお尋ねするわけです。

○議長（末次性男君）　これより二時五十分まで休憩いたします。

午後一時五十三分　休憩

午後二時　六分　開議

○議長（末次性男君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続行します。

○収入役（高水　求君）　貫井議員さんの第三条の基金の管理のことで御質問がございましたが、その中で、預金その他最も確実かつ有利な方法というところで、有利な方法というのとは一体どういうようなことなのかというところで御質問がございましたが、有利な方法ということになりますというふうな方法があるのではないかと、その上に最も確実という言葉がこゝについております。従来ですと、大体この基金の

預金と言いますか管理につきましては、定期預金などが通常利用されておたわけですけれども、最近、各金融機関等におきましていろいろな新しい商品が、新しいと言いますか、地方公共団体でもいろいろな現金の運用について考え方が変わってきております。最近、こゝしの九月ごろ、自治省でも、こういった基金の運用などについても、効率的運用をしようというふうなことで、現先運用などもよろしいというふうな通達が出ております関係で、最近、各地方公共団体におきかしても基金なども、いわゆる当面すぐ使わないというふうな現金につきましては現先運用などが大変多く利用されておるようでございます。

当市におきかしても、五十六年度、また五十七年度の、主として、こういったものの現金を有利な運用をするという、とは、大体の会計年度の前半でないと、後半ににつきましては、大変、予算の関係で資金需要が出来ますので、そういった有利な方法で運用することはできませんが、上半期におきかしては、そういった現先の運用、あるいは外貨預金、あるいはＴＣＤ、いわゆる譲渡性預金、それから政府の短